

水道法 水質基準項目（51項目）

水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）で規定する水質基準。

No	項目	基準	No	項目	基準
1	一般細菌	100個/ml以下	26	臭素酸	0.01mg/L以下
2	大腸菌	検出されないこと	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	38	塩化物イオン	200mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	40	蒸発残留物	500mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
			42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	45	フェノール類	0.005mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	50	色度	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	51	濁度	2度以下